

第 55 期 第 6 回 熊本地方最低賃金審議会（令和 7 年度第 6 回） 議 事 錄

- 1 日 時 令和 7 年 9 月 22 日（月） 10 時 00 分～12 時 30 分
2 場 所 熊本地方合同庁舎 A 棟 10 階 熊本労働局大会議室
3 出席者
(公益代表委員) 泉委員、倉田委員、本田委員、森口委員
(労働者代表委員) 黒木委員、齊藤委員、西委員、花岡委員、山本委員
(使用者代表委員) 岩田委員、岩永委員、浦田委員、原山委員、山下委員
(熊本労働局) 金谷労働局長

【事務局】斎藤労働基準部長、清水賃金室長、佐藤室長補佐、中野専門監督官、堀田専門監督官

4 議 題

- (1) 熊本地方最低賃金審議会の意見に対する異議の申出について【諮問】
- (2) 賃金引上げに向けた各種支援施策について
- (3) 最低賃金法第 21 条の規定に基づく建議について
- (4) 熊本県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について【報告及び答申】
- (5) 熊本県特定（産業別）最低賃金の改正決定について【諮問】
- (6) その他

5 議事内容

補佐

ただ今から、第 55 期第 6 回（令和 7 年度第 6 回）熊本地方最低賃金審議会を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

まずは定足数の報告です。本日の委員の御出席は、公益代表委員 4 名、労働者代表委員 5 名、使用者代表委員 5 名で、委員総数 15 名中 14 名の委員に御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の委員の 3 分の 2 以上又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員の各 3 分の 1 以上の出席が必要の定足数を満たしており、本審議会が有効に成立していることを、御報告申し上げます。

次に公開についてです。熊本地方最低賃金審議会運営規程第 6 条第 1 項により、本審議会は原則として公開することとなっております。本日は、一般の方から 6 名、報道機関 4 社から傍聴及び取材の申込があっております。

それでは、今後の議事進行を倉田会長にお願いします。

会長

皆様、おはようございます。本日は非常に盛沢山な議事が用意されています。タイトな時間の中で多くのことを決めなければいけませんので、皆様には円滑な議事進行に是非御協力をどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入ります前に本日の資料の確認につきまして、事務局お願ひします。

補佐

本日は資料1から資料3まで、参考資料1から4まで用意しております。
お手元の資料を御確認ください。不足等ございましたらお申し付けください。
以上です。

会長

皆様御確認いただけましたでしょうか。

それでは早速議題1 「熊本地方最低賃金審議会の意見に対する異議の申出について」
に入ってまいります。異議の申出につきまして事務局より御説明をお願ひいたします。

室長

熊本県最低賃金の改正決定につきまして、令和7年9月4日に答申をいたしました。
この答申に伴い熊本労働局長が「熊本地方最低賃金審議会の意見に関する公示」を行ったところ、令和7年9月18日付けで熊本県労働組合総連合及び熊本県医療介護福祉労働組合連合会から、令和7年9月19日付けで熊本県商工会議所連合会、熊本県商工会連合会、熊本県中小企業団体中央会、熊本県経営者協会の4団体連名で熊本労働局長宛てに異議申出書の提出がありました。

以上です。

会長

はい、ありがとうございます。

これらの申出について、熊本労働局長から当審議会に対して意見を求めるいと伺っております。

局長お願ひいたします。

局長

関係労働者団体及び関係使用者団体から、最低賃金法第11条第2項に基づきまして、異議申出があったので、貴会の意見を求めてく諒問させていただきます。

よろしくお願ひします。

(局長より会長あて諒問文を手交)

補佐

それでは、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

会長

それでは、異議の申出に対しまして労働局長から本審議会に対しまして意見を求められましたので、審議を開始したいと思います。

皆様、お手元に事務局より配付された申出書の写しがございますでしょうか。

それでは事務局から提出されました異議申出の内容につきまして、御説明をよろしくお願ひいたします。

室長

それでは、今お配りしました異議申出についての諮問文を1枚めくって別添を御参考ください。異議申出書を添付してございます。

まず、9月18日熊本県労働組合総連合から提出された異議申出書について、内容を読み上げます。

「熊本県最低賃金の改正決定についての異議申出」

労働者の生活と労働条件の向上のため御尽力いただきていることに敬意を表します。熊本地方最低賃金審議会は、9月4日、最低賃金を中賃目安64円に18円上積みして82円引き上げ1,034円に改定することを答申しました。中小企業支援の抜本的な拡充とセットでただちに1,500円への引き上げを求める私たちの要求からは不十分ではあるものの、全国最高の上積み額、引き上げ額となったことは、これまでの審議から大きな前進と言えます。

ところが、今回の答申では、改定最賃の発効日を、例年の10月初めから、来年1月1日に3か月も先延ばしするとしています。これにより、最賃近傍の賃金で働く労働者は大幅な不利益を被ることになりました。それは、物価高騰のもとで、10月からの最低賃金の大幅引き上げを期待している労働者を裏切ることでもあります。

以下、どのような問題・労働者の不利益が生じるのか、年間の労働時間数を1,800時間（月150時間＝国の目標値）、2025年10月から2026年9月を1年間として試算します。

1) 10月1日に発効すれば、147,600円（82円×1,800時間）の年収増となっていました。

2) 1月1日発効では、3か月は引き上げゼロとなり、残り9ヶ月間では年収増は110,700円（82円×1,350時間）にとどまってしまう。10月1日発効との年収の差は36,900円にもなってしまう。

3) 結果として、今回の改定額は実質、時給1,013円、引き上げ額61円と、中賃の目安の64円よりも3円低くなる。

さらに、最高額の東京都との最低賃金格差についても、1月1日までは格差が縮小するどころか大きく拡大してしまいます。現在、熊本と東京都の最賃額の差は211円となっています。これが、今回の最低賃金改定により、本来なら10月からの差額は192円に縮まることになるはずでした。しかし、1月1日発効では格差縮小は3ヶ月先送りされ、12月31日までは、東京都との格差は274円と著しく拡大することになってしまいます。

以上のような問題・労働者への不利益を引き起こす熊本での発効日の先送りは、全国で10月には最賃が上がるという原則を曖昧にし、最低賃金の都道府県格差を拡大させ、最低賃金制度の信頼性を損ないかねないものです。春闘での賃金引き上げができるだけ早く最低賃金に反映させるためにも、これまでの審議会では10月初めの発効にこだわってきたのではないでしょうか。私たちは、発効日の先送りは最賃制度の重大

な形骸化として認めることはできません。例年どおり 10 月初めでの発効を強く求めるものです。

地域経済の主役である中小企業・小規模事業所は、円安と物価高騰、さらにトランプ関税の影響により、業種によっては大きな打撃を受けています。これまでも原材料の高騰、低単価の押し付けなどに悩み、消費税増税の負担やインボイス制度導入による負担増、社会保険料の負担等に苦しんできました。労働者の多くが、こうした厳しい状況にあるところで働いています。地域経済の衰退を食い止め、企業と家計の双方に活力を取り戻して、地域での「経済好循環」を生み出すためにも、中小企業支援の拡充は待ったなしの課題です。

政府・県の責任で、中小企業・小規模事業所向けの金融支援の強化、社会保険料負担の軽減など最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、大企業による下請け・中小企業への一方的な低単価設定や、「買いたたき」など不公正な取引を許さない施策の強化が求められます。

ぜひとも中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性について、生産性向上の支援や取引条件の改善をはじめとする適正な価格転換対策等、思い切った支援策を速やかに実行するよう、政府・県に対しより具体的に求めていただきたいと思います。

もう一つ指摘しておかなければならぬことは、専門部会や本審の傍聴募集が終盤なかったということです。実質、密室で決められたと言っても過言ではありません。時間がないなかでの審議であったため仕方がないかもしれません、あらためて審議会の公開性を高め全面公開としていただくことを強く求めます。

以上のことから、来年度の改正にあたって再度審議していただき、さらなる引き上げと、例年どおり 10 月初めでの発効を強く求めるものです。よろしくお願ひします。

以上です。

この文中、最後から 2 段落の、「もう一つ指摘しておかなければならぬ」というところで「傍聴募集が終盤なかった」とありますが、この異議申出を受け取る際に、傍聴の募集は今までどおり熊本労働局のホームページで募集していたことを説明し、御了承いただいておりますことを申し添えます。

続きまして、熊本県医療介護福祉労働組合連合会の申出書を朗読致します。

「2025 年熊本県最低賃金の改正決定に対する異議申出」

9 月 24 日、熊本地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を 82 円引き上げ、1,034 円と改正する旨が答申されました。

この「9 月 24 日」につきましては、9 月 4 日の誤記と思われます。

私たちはこの答申に対し最低賃金法第 11 条 2 項および同法施行規則第 8 条の規定に基づき異議を申し出ます。

熊本地方最低賃金審議会が中央最低賃金審議会の目安 64 円を上回る 82 円の引き上げ、1,034 円と答申されたこと、引き上げ額 82 円も結果的に全国トップの引き上げとなつたことについて、審議会委員はじめ関係者の方々の御尽力には敬意を表します。また、労働者側が 178 円の引き上げを求めたことは、全労連が示す段階的最低賃金を引き上げ時給 1,700 円を目指すことにも合致するものでした。一方で、使用者側の示す懸念も一定理解できるものであり、国の脆弱な中小企業支援策を抜本的に改める必

要があります。今回の答申で、過去最大、全国でも最大の引き上げ幅になりましたが、この金額では月に 150 時間働いても 155,100 円、年間 1,800 時間働いて 186 万円程度であり、依然ワーキングプアの状況におかれることに変わりありません。また、発効日については2026年1月1日との答申になりました。過去の発効日を見ると、10月1日が多く、遅くとも 10 月以内の発効となっています。今回の答申では、例年より 3 ヶ月程度後倒しとなり、12 月まで 952 円、1 月から 9 月を 1,034 円として、時間額を均した場合、引上げ額は 61 円と中央最低賃金審議会の目安 64 円を割り込むことになります。以上を踏まえ、審議会の答申に対しては異議を申し出ざるを得ません。

医療・介護分野は、政府の政策の影響を受ける公的産業です。この間の公的価格の抑制、コロナ禍による患者数減少、慢性的な人員不足、物価高騰への対応を余儀なくされるなど、医療・介護・福祉の提供体制を維持することが困難な状況に追い込まれています。そのことから、医療・介護事業所は経営的な厳しさを増し、賃金改善は進まず、一時金の引下げ回答も増えました。その中においても、私たち国への働きかけも強め、世論を味方につけながら運動を進めてきました。

政府は医療・介護・福祉労働者の賃上げの必要性から、24 年の診療報酬と介護報酬改定に 24 年 2.5%、25 年 2.0% の賃上げ支援策を盛り込みましたが、対象外職種を残し、施設ごとに補助の格差をつけるなど、差別と分断を医療・介護現場に持ち込み、全てのケア労働者の大幅賃上げと言える内容とはなっていません。それどころか、報酬改定が示した賃上げ率にも届かず、24 春闘、25 春闘では他産業が軒並み 5 衍の賃上げが実施される中で、医療・介護・福祉労働者の賃上げは置き去りにされています。その結果、全産業平均賃金との格差が拡大しています。

十分な補償制度もなく、物価高の影響も重なり、取り分け収入が低く抑えられている非正規雇用労働者のくらしを直撃している中、答申された金額に大幅な上積みをすることは必要不可欠であり、それは可能と考えます。については、今年度の熊本県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見を踏まえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

記 1、全労連と地方組織は、全国で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8 時間働けば人間らしく暮らせる」には、今や時給 1,700 円以上が必要となっており、現行の最賃水準では「健康で文化的な最低限度の生活」すら維持できなくなっています。労働者の賃上げによる経済の活性化にもつながらない、一衍足りない水準となっています。

2、私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く件によって賃金格差が 8 から 9 万円以上になる実態があり、全国一律制の実施なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。

3、以上より、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みを行うことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は、少なくとも時間額 1,700 円は必要です。一度に引き上げができないにしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げを議論すべきです。これらの引き上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

4、また、国や県による中小企業支援策を熊本地方最低賃金審議会として要請されることもあわせて求めます。

以上です。

最後に、熊本県商工会議所連合会、熊本県商工会連合会、熊本県中小企業団体中央会、熊本県経営者協会からの申出を朗読いたします。

「熊本県最低賃金の改正決定に対する異議申出」

令和7年9月4日付け熊本労働局一般公示第3号に基づき、下記のとおり異議をもう押し出します。

記1、異議の内容

中央最低賃金審議会は、令和7年度の熊本県を含むCランクの最低賃金引上げ額の目安を64円(6.7%)増とした。熊本地方最低賃金審議会は、これを参考にしつつ、審議を行った結果、改正決定に係る答申として、全都道府県の中で最大の引き上げ幅となる82円(8.6%)増の1,034円を示した。

目安額でさえも大変厳しいと受け止めていた中で、これを大きく上回る引上げ額が示されたことに対し、我々4団体及び傘下の会員事業者は驚いている。この引上げ額の根拠に疑義があるため、再検討し、明確かつ納得感のある根拠を示した上で決定していただきたい。

なお、熊本県最低賃金審議会には、商工会議所連合会、商工会連合会、経営者協会からも委員が参画(採決では反対若しくは退席)しているところではあるが、今回の審議結果は看過できず、異例ではあるが、関係4団体として異議を申し出るものである。

2、(1)引上げ額(率)の根拠について

公益見解では、「特に労働者の生計費負担との関連性が高い消費者物価指数のうち、食料費の増加率(8.1%)に着目するとともに、中央最低賃金審議会公益見解並びに熊本労働局長諮問に係る「新しい資本主義のグランドデザイン及び実効計画2025年改訂版」に基づく「物価上昇を1%程度上回る賃金上昇」が望ましいとの見解も併せて考慮し、現行最低賃金952円から9.1%(86円)引き上げた1,038円を念頭に置き」とあるが、従来から参考にしてきた「消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)」は増加率に4.1%で、それも食料費の増加を含んだものであるにもかかわらず、その約2倍に当たる食糧費のみの増加率8.1%を取り出しそのまま引用することは、食糧費の寄与度が大きいとはいえ乱暴と考える。

加えて、「エンゲル係数からも(食料費が最賃近傍労働者の生計費の負担になっていることが)看取できる」とするが、熊本市のエンゲル係数は全国平均を下回り、全国でも41位と下位にある(2025.9.2熊日新聞記事)ことから、大いに疑義が残る。

中央最低賃金審議会の公益見解についても、「消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)(3.9%)に加え、「頻繁に購入する品目(4.2%)」「食料費(6.4%)」「基礎的支出項目(5.0%)」「1ヶ月に1回程度購入(6.7%)」といった上昇率の高い新たなデータを都合よく用いているのではないかとの指摘があるが、熊本県の今回の公益見解にも同様の疑問が生じる。

仮に、中央最低賃金審議会が「食料費」増加率6.4%を上回る引上げ率6.7%(+0.3%)の目安額(Cランク)を示したことに倣ったとしても、熊本県の場合「食料費」8.1%に1%も上積みして、9.1%を基本にしたことは理解し難い。公益見解は「物価上

昇を1%程度上回る賃金上昇」の目標を考慮し1%上積みしたというが、中央最低賃金審議会においては、このような考え方に基づいた上積みをしていないし、そもそも物価上昇率＝食料費上昇率ではなく、ここでの1%上積みには疑義がある。1%増といえども、金額では9.5円増に当たり、その影響は非常に大きい。

（2）事業者の賃金支払い能力について

公益見解は「事業者の賃金支払能力も勘案した賃金支払状況を示す指標であると考えられる「賃金改定状況調査結果」の第4表を見ると、30人未満の企業の賃金改定状況調査結果については、第4表①②における賃金上昇率（Cランク）は3.0%であり、

（中略）昨年（2.7%）を上回る結果になっていることも注目に値する。さらに、熊本県の実勢賃金においては、熊本県のパート労働者市場全体の賃金水準が昨年の6月以降、今年度に入っても継続して上昇しており、これらを総合的に勘案すれば、熊本県の事業者全体としては賃金原資の確保が可能な状況にあることが見て取れる。」とあるが、引用された数字の増加率は、パート労働者の賃金水準6.63%増が最高であり、今回示された最低賃金8.6%増の引上げに対し賃金原資の確保が可能な状況にあるとする根拠になっていない。

また、価格転嫁について、熊本県商工会連合会の調査結果では「全体としては価格転嫁の動きは進みつつあるものの「価格転嫁はできたが、不十分である」との回答が7割を占め、依然として事業者の経営状況を圧迫している状況が続いている。」と分析しているが、公益見解では「価格転嫁が不十分と回答した事業者の中でも、321社中241社では4割から9割の価格転嫁がなされていることに留意する必要がある」とされていることは、売上は戻ってきても価格転嫁が思うように進まず厳しい経営状況にある事業者の実態を反映したものではなく、かつ同会の本意を損なうものである。

さらに、公益見解は「一定程度の価格転嫁が実現できるような環境が整備されてきていること、併せて、賃上げを後押しする各種助成政策の活用余地が拡大していることに伴い、一定の賃金の支払能力の確保が可能であると評価できる。」としているが、これは支払原資確保の可能性を示しているにすぎず、現に支払い能力が認められるということではない。

通常の事業の賃金支払能力というからには、県内の99.9%を占める中小企業、特に85.5%を占める小規模企業の現状を示すデータの考慮が不可欠と考えられるが、商工会連合会や商工会議所の景況調査において、原材料価格や人件費の高騰等で、大半の企業が利益が減少しているという結果が出ているにも関わらず、こうした事情には全く触れられていない。

さらに、熊本県内の中においても、地域によって経済状況や賃金等に格差がある。特に人口減少・高齢化が進む地域においては、日常生活を支える商業やサービス業が成り立っていくような目配りをしなければ、地域の更なる疲弊につながりかねず、こうした点もしっかり考慮する必要がある。

加えて、8月10日から11日にかけての記録的大雨で被害を受け、これから復旧に向け新たな資金繰り等を迫られる事業者が多数いる中で、全都道府県の中で最大の引上げ額を示すことは、傷口に塩を塗るようなものである。

発効日を年明けの1月1日としたことはせめてもの救いではあるが、金額面において今回の審議会答申は、賃金を支払う当事者である事業者の支払い能力を軽視した判断だと考える。

（3）4団体の会員事業者の声について

我々経済4団体は、今回の地方最低賃金審議会の審議結果を受け、会員事業者・組合を対象に緊急アンケート（回答数：1,049社、200組合）を実施した。

その結果、最低賃金の引き上げが中小企業・小規模事業者及び地域経済に深刻な影響を及ぼすことが、改めて明らかとなった。

①経営への影響については、「経営の存続が危ぶまれる」と回答した事業者が9%、組合7%、「経営に大きな打撃となる」が同27%、32%、「経営の改善を迫られる」が同35%、35%に上がり、全体の7割を超える事業者及び組合において、今回の引き上げ経営を直撃する重大な問題であるということが浮き彫りとなった。

②引き上げに伴う対応策としては、約半数が「業務改善・効率化」、「商品・サービス価格の引き上げ」を挙げる一方で「非正規雇用の削減」や「正社員の配置転換・削減」、「営業時間・労働時間の短縮」、「一時金（賞与等）の調整」を検討する声も少なくなく、労働者にとっても厳しい雇用環境になりかねない状況である。なかには「事業撤退・廃業の検討」を挙げる声もあり、最低賃金の引き上げによって地域経済を支える大切なインフラが失われる可能性もある。

③政府が掲げる「最低賃金1,500円」の目標に対しては、「対応は不可能」との回答が事業者27%、組合18%、「対応は困難」同53%、62%となっている。目標自体の妥当性について、現場の実情を踏まえた再検討が強く求められる。

④その他、自由記述として、以下のような切実な声が多数寄せられている。

- ・個人事業主にとって、物価高騰による仕入れ値の高騰に加えて人件費も上がるとなると、経営が厳しい状況に追い込まれます。

- ・ただでさえ物価高騰の煽りを受けており、売上の更なる向上が見通せない中、今後も段階的に賃金が上がるのであれば廃業するしかありません。

- ・社員の生活を守りたい大事に思う気持ちはあるが、時給が上がって収入が増えると、働く時間の制限があるパートが出勤を控えることになり、現場の社員に無理がくる。ただでさえ人員確保に苦労している中小企業として、こちらの意見を無視し、むやみに全国レベルの賃金に上げられるのは悲しい。

- ・最低賃金の引き上げのスピードが速すぎる。もっと長い時間かけて減税と並行して進めてほしい。

- ・同じ熊本県内といえども県南地域においては全く実情に即していない。

以上です。

会長

それでは、ただいま労働者、使用者それからの異議申出につきまして朗読をいただいたところでございます。

これにつきまして、公益見解に対する意見がございましたので、ここで私から少しお話しさせていただければと思います。

今回、異議をいただいた中で、とりわけ専門部会に出席されていた使用者委員の帰属母体からも異議をいただいているということで、使側委員の皆様には、審議で大変御苦労をおかけした上に、さらに答申後も、恐らく意見の取りまとめなどで御苦労をおかけしたという点につきましてお詫びとお礼を申し上げたいと思います。

この異議審というのは、当事者が意見を述べる機会を保障することで、手続きの公正さを担保する重要な手続きでございます。従いまして、当然のことながら、いただいた異議につきましても、十分に考慮することが必要であると考えます。その上で、

先ほど申し上げましたように、公益見解の中身につきましても少し言及がございましたので、ここで、改めまして公益意見を申し述べさせていただきたいと思います。

まず、使用者側の異議申出についてでございます。使用者側からは主に2点について異議をいただいたと理解をしております。1点目は引上げ額、率の根拠に関するもの、2点目といたしまして事業者の賃金支払い能力に関するものです。

まず、使用者側からの（1）引上げ額、率の根拠の異議につきましては、公益委員見解でも述べましたとおり、最低賃金近傍労働者の可処分所得といったものが、食費により大きな影響を受けるということから、これを重視した検討を行うことには合理性があると考えております。また、熊本市のエンゲル係数が、全国比で低位であるといったことにつきましては、最低賃金近傍労働者の厳しい家計実態を否定するものではございません。さらに、熊本労働局長からの本審議会への諮問におきまして「新しい資本主義のグランドデザインおよび実行計画2025年改定版」への配意が求められておりますため、これに配慮いたしましたが、ここから直ちに結論を導いているわけではなく、また、物価上昇率を上回る賃金上昇率を目指すということは、最低賃金近傍労働者の生活の保障のために必要不可欠でありますので、公益委員見解におきまして、この点を考慮することは何ら不適切なものとは言えないと考えております。

次に（2）事業者の賃金支払能力に関する異議につきましては、第4表におけるパート労働者の最大賃金上昇率の6.63%というのはあくまでも平均値であり、賃金格差は正と最低生活保障の観点からいたしますと、これを上回る伸び率が必要になると考えます。さらに価格転嫁につきましては提出いただきました資料にもありましたとおり、客観的には以前よりも推進されており、相対的に賃上げ原資の確保が容易になってきている状況というのが見て取れます。加えまして、中小企業を含め、今回の最低賃金の引き上げに伴う各種助成制度の拡充、あるいは要件緩和といったものがなされておりますので、賃上げに対する対応を可能にできる環境というものがより整備されつつあると考えることが可能です。なお、今回の本審議会の答申を受けまして、熊本県知事が記者会見の回答におきまして、価格転嫁が進んでいくことや、企業の生産性が向上する環境を整えていくのが私の使命だと思っている。補正予算でもできる限りのことをやっていきたいといったお話を出ておりまして、県としての対応も一層進むことが期待できるところでございます。また、中小・小規模事業者といいましても事業者の現状は様々でございます。さらに、公益委員見解で既にお示ししておりますとおり、法解釈といたしましても、特定の事業者を対象とするものではないとされております。県内の地域格差につきましては、地域振興政策などで対応すべき課題であり、最低賃金額を抑制する直接的な根拠にはならないと考えます。また、実施いただきましたアンケート結果につきましては、切実な声として受け止めなければいけないということは重々承知しておりますが、残念ながら客観的な経営実態の反映とまでは言い難く、廃業等についても声がございましたが、これも原材料費の高騰や人口減少など、複合的な要因が寄与していることから、最低賃金のみを直接的な原因とすることは困難であろうかと存じます。

最後に、図らずも先ほど御紹介した県知事の記者会見での回答の中に、今回少し参考にさせていただきたい言葉がありましたので御紹介をさせていただきます。「熊本のこれからを考えた時に、ここ数年も景気が良いのか悪いのかって言ったらそんなに悪くないとは言えると思いますので、それをしっかり賃金の形で企業にも受け止めて

いただきたいし、企業が賃上げを実施できる環境を県としても支えていきたい。」と
いうお言葉でございます。

賃金上昇は、例え僅か1円であったとしても、事業者側の負担につながりますが、
その一方で消費拡大を促し、地域経済の循環を生むという側面も否定できないところでござります。個々の事業者の短期的な負担増という観点からだけではなく、熊本県内経済の中長期的な経済効果、あるいは発展といった観点からも、今回の答申額につき御理解をいただければと思います。

次に労働者側から出ている異議申出についてでございます。こちらにつきましては2点、発効日に関するものと賃金額に関するものを頂いております。

まず、発効日に関してでございますが、発効日を1月1日とした点につきましては、発効日自体には法令上の記述がございませんので、地域経済状況を踏まえて柔軟に設定できるところでございます。1番目に朗読されました熊本県労働組合総連合から異議申出の中に、10月発効が原則とありましたが、そもそも10月発効が原則とは言えないという点について改めて確認をさせていただきます。また、本年度は上げ幅が大きかったということ、それから、本審議会では当初から議論になっておりました大雨被害の影響などを勘案する必要があるだろうということ、結果的には、とりわけ中小・零細企業の雇用維持を可能にするための合理的な判断であると思われますので、そのことによって、労働者の雇用維持という形での利益保障にも繋がるものと考えております。

2点目は賃金額に関するものでございます。これにつきましては、公益委員見解、それから先ほど申し述べました使用者側の異議申出における回答でお示しをいたしましたとおり、法定3要素、それから県の実情等を慎重に検討した結果であります、妥当なものと考えております。

医療職、介護職の方々の賃金の問題というのは、非常に重要な問題であると思いますが、診療報酬あるいは介護報酬を通じまして、国が社会保険制度ごとに決定する仕組みとなってございます。従いまして、最低賃金制度でこれらの分野の賃金の問題まで、全て解決するということは本来想定されていないところであると考えます。

以上のことから、労働者側、使用者側それぞれから提出いただきました異議内容を、公益としても慎重に考え、十分に受け止めさせていただきましたが、今年度の答申額が審議を十分に尽くした結論であるといったことも併せて鑑みた結果、「今回の異議申出に基づく再審議の必要性がない」という公益からの意見を申し述べさせていただきます。

私からは以上となります。

それでは、それぞれの異議申出、さらに、それに対する公益委員見解を述べさせていただきましたので、この後皆さんのが検討する時間を取らせたいただいて、再度お集まりいただきまして、必要であれば採決も含めた審議を継続させていただきたいと思います。

ここで10分程度、労働者側、使用者側それぞれの控室で打合せを行っていただきたいと思いますので、事務局は御案内をお願いします。

室長

控室は、労働者側は9階会議室、使用者側は労働基準部長室を準備しておりますので御案内いたします。

会長

それでは皆様、お戻りになりましたので審議を再開させていただきたいと思います。

労使それぞれに申出に対する御意見を伺いしたいと思います。まず使用者代表委員、いかがでございましょうか。

岩永委員

まず、労働者関係団体から提出されています異議申出に関しましては、先ほど会長からもお話があったとおりですが、今回の金額に関しましては、我々使用者側は一貫して反対しておりましたので、金額を上乗せするということに関しまして、これを認めるつもりはございません。また、発効日に関しましても、非常に高く上がった中でせめてもの救いと使用者側は考えておりますので、労働者側に実入りが少なくなるというのを分かりますが、逆に今回の引上げに対して苦労する事業者の準備の問題でありますとか、その辺を考えますと、1月1日ということで、そのままやつていただきたいということでございます。

また、我々経済団体から提出しました申出に関しましては、原山委員と岩田委員の方からお話をさせていただきたいと思います。

原山委員

原山でございます。

専門部会には、商工会議所連合会、商工会連合会、経営者協会、3人の専務理事が参画させていただいたうえで、答申がなされたわけでございます。これに中小企業団体中央会も含めた経済4団体として異議申出を出させていただいたというのは、大変異例であるということは承知をしております。ただ、この経済4団体、地域的にも業種的にも網羅した団体の意見でありますので、これについては重く受け止めていただきたいという気持ちがございます。その上で、先ほど会長から異議申出に対する様々な御回答がございましたが、いずれにしても、やはり概念的な話であって、なぜその数字になるのかというのは、どうしてもやっぱり納得いかないという状況はございます。

以上でございます。

岩田委員

岩田でございます。

前回も、現場に長くいたものとして、使用者側の現場の声として話をさせていただきましたので、先日の話の補足としてお話をさせていただければと思います。

皆さん、会社の決算書って御覧になったことがおありでしょうか。決算書には営業利益と経常利益というものがあり、給料が反映するのは営業利益のところです。給料の最低賃金等が急激に上がって、先日、私の会社で単純に600万円以上の年間の支払いが増えると申し上げましたが、そこが関係するのが営業利益です。ですから今まで私どもの会社が年間600万円の営業利益があったとしたら、600万がなくなるんですね。営業利益は0になります。では、国や県から補助金を出しますと言っていただいて、補助金を申請すると、補助金は営業利益の下の経常利益で、雑収入として振り入れます。ということは営業利益はゼロやマイナスでも経常利益はプラスになるからい

いじやないかと皆さん誤解をされるんですが、いざ金融機関が決算書を見た時に、営業利益というのは、その企業が活動している上で利益が出ているかどうかという目安ですから、営業利益がプラスでないと、その会社はこの営業をしていても利益が出てないというふうに判断されます。そうすると急激な賃金アップはそこを圧迫しますので、資金繩りは何とかなるだろうとかおっしゃいますが、経営者側としては営業利益を出さないと活動をしていく意味がないんですね。ですからものすごく急激な賃金アップは負担増になります。先日言いましたようにそれを十分考えていただいて、今後の審議に反映していただければと思っております。

それと補助金申請の話ですが、2年ほど前に、私も何度も補助金申請をさせていただきましたが、ものすごく手間もかかりますし、1つ間違えれば何回もやり直し、社員に関する申請をする時に「今まで何時間働いていたこの人が、今後こういう活動するので、こういう補助金の対象になりますから申請をさせていただきます。」というふうに出すと、今までの実績の把握もしないといけない、今後の計画の把握もしないといけない、尚且つ申請が認められた後に、その計画どおりにいきましたよという結果報告もしないといけない。ものすごく中小企業が手持ちいっぱいに仕事をして中のプラスアルファでそういう仕事が増えるわけですね。ですから、単純に、社員は給料は上がるからよかったです、会社は補助金を出しますから頑張ってください、よろしくお願いしますっていう単純な話ではないという現場の声をお伝えしたいと思います。

以上です。

会長

ありがとうございます。

それでは次に労側委員の方から御意見を伺いたいと思います。
お願いします。

山本委員

山本です。

今回の2つの労働団体と、連名で4つの経済団体から異議申出が出されたということでございますが、いずれも結論を申し上げると、再審議の必要はなしというふうに判断しております。これまでの審議会の中でも、特に専門部会ですが、どういう事業環境にあるのか、労働環境にあるのか、こういったことを論議をしてきたというふうに思っています。最低賃金を決めるにあたってどの手法を用いるべきなのか、どの水準が正しいのか、これも論議をしてきたと思います。

私たち労働者側からすると、もう少し高い水準をお願いしておりましたけれども、それら全てを織り込んだ今回の結果だというふうに、私どもは受け止めておりますので、この答申内容につきましてはしっかりと受け止めていくということを考えていきたいと思っております。

それから発効時期のことも出されました。私たちも発効時期について、遅れればそれだけ働く人たちにとっては最低賃金近傍で働く方たちにとっては実入りが遅れるということにつきましては十分承知の上です。ただ、言葉を選ばずに言いますと、今回、発効時期と水準を駆け引きや取引条件でやったつもりは全くございません。今回の場合、特に水害があり、あのタイミングでしたから、水害の復旧に対して企業として実入りもいるでしょうし、段取りもしないといけない、いろんな資金繩りもあるなかで

それに加えてこの最低賃金も考えていかないといけない、ということを考えればまずは復旧に集中していただくため、労働者の実入りが遅れるという状況は十分に分かりつつも、そこも含めて1月1日で了解させていただいているところです。

ほかにもいろんな指標や検討、私どもも独自でもさせていただきましたけれども、最終的に、今回出された、用いていただいた指標、1人当たりの生産性なども含めて、独自にいろんな形でやっていただいているというふうに思いますから、再審議はこれ以上は必要ないという判断でございます。

感想的に申し上げると、これだけ企業の皆さん方が影響が大きいということは、いかに最低賃金近傍で働いていただいている、安月給で我慢してもらっている企業が多いかということの、私どもは裏返しと考えていますし、他の県域との比較で見ても、GDPで見ても、人口の流入で見ても、十分ではありませんが今回の水準は受け止めてまいりたいというふうに思います。

公益委員の皆さんには、いくつもの視点でやっていただいたっていうふうに感謝申し上げたいと思います。

以上です。

会長

ありがとうございます。

それでは、労働者側、使用者側それぞれから御意見をいただいたところですが、まず1点確認といたしまして、労働者関係団体の方から出ておりました、発効日に関する異議につきましては、ただいまの御意見の中でもお伺いをしたかと思いますので、労使双方再審議の必要なしということでおろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、発効日につきましては、令和8年1月1日発効ということで皆様の御承認をいただいたということになります。

一方、金額につきましては、労働者側からは再審議の必要がないということでございましたが、使用者側からは納得ができないというお声が上がっております。従いまして、金額につきましては採決に入らさせていただきたいと存じます。

まずは事務局に定足数の確認をお願いいたします。

補佐

公益代表委員4名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名で、委員総数15名中14名の委員の御出席をいただいているので、最低賃金審議会令第5条第2項、委員の3分の2以上又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益委員の3分の1以上の出席が必要の定足数を満たしており、本審議会が有効に成立していることを御報告申し上げます。

なお、最低賃金審議会令第3項により、会長は可否同数時に裁決権を持っていることから、委員として表決に加わらないこととされています。

会長

ありがとうございます。

それでは挙手の方向により採決を行いたいと思いますので、事務局よろしくお願いたします。

室長

それで金額について採決をさせていただきたいと思います。

異議申出のとおり、最低賃金額を1,034円とすることについて、異議を認め、答申を見直す必要があると考えられる方挙手をお願いします。

(使用者側委員 5名挙手)

ありがとうございます。

続きまして、最低賃金額を1,034円とすることについて、異議を認めず、答申を見直す必要がないと考えられる方挙手をお願いします。

(労働者代表委員 5名、公益代表委員 3名挙手)

採決の基礎数は 13 名、異議申出に賛成は 5 名、再審議の必要なものは 8 名という結果となりましたので、異議を認めず 9 月 4 日付け答申内容のとおりという結果となりましたことを御報告いたします。

会長

ありがとうございます。

それでは、令和 7 年度の最低賃金につきましては、発効日につきましては令和 8 年 1 月 1 日、金額につきましては 1,034 円とすることで決まりましたので、事務局は答申文（案）の作成をお願いいたします。

(答申文（案）作成、各委員へ配付)

それでは皆様のお手元に答申文案は配付されましたでしょうか。事務局は朗読をお願いいたします。

室長

朗読します。

(答申文（案）朗読)

以上です。

会長

ありがとうございます。

ただいまお手元にあります答申文（案）につきまして、何か御意見等ございますでしょうか。

(意見なし)

会長

それでは御了承をいただきましたので、委員の皆様は答申文（案）の（案）を取ってください。事務局は答申文の準備をお願いいたします。

補佐

それでは、熊本地方最低賃金審議会長から熊本労働局長へ答申を行います。
会長よろしくお願ひします。

会長

答申します。

熊賃審発第 16 号
令和 7 年 9 月 22 日

熊本労働局長

金谷 雅也 殿

熊本地方最低賃金審議会
会長 倉田 賀世

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和 7 年 9 月 22 日貴職から、令和 7 年 9 月 4 日付け熊本県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する関係労働者団体及び関係使用者団体からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和 7 年 9 月 4 日付け答申どおり決定することが適當である。

以上、どうぞよろしくお願ひいたします。

（会長より労働局長へ答申文手交）

局長

ありがとうございます。

補佐

ありがとうございます。

カメラ撮りは一旦ここまでとさせていただきます。

会長

それでは「熊本地方最低賃金審議会の意見に対する異議の申出について」の審議はでここで終了いたしまして、次の議題「賃金引上げに向けた各種支援施策について」に入ります。

事務局から賃金引上げに向けた各種支援策につきまして、御説明をお願いいたします。

室長

それでは、説明させていただきます。皆様のお手元の資料、次第の3ページ目ですね、資料1の一覧ということで、その裏に①から⑬までつけております。今後の建議に関係する資料ですので、簡単に説明させていただきます。

まず資料①が6月13日に閣議決定された「新しい資本主義とグランドデザイン」のうち「賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現、中小企業・小規模事業場の賃金向上推進5か年計画の推進」を抜粋しております。第1回本審で説明させていただいているので、詳細の説明に関しては割愛させていただきます。続きましてこの資料が26ページまであるんですけども、次の②から⑬までが後ほど説明する建議で書いている中小企業の支援策のパンフレットになります。まず2番については、厚生労働省、中小企業庁、日本政策金融公庫等のいろんな賃金引き上げ等に向けた支援施策を並べているものになります。各種QRコードが付されていますので御確認いただければと思います。

資料③が、今回拡充された部分が朱書きになっています。今回9月5日に賃金の引き上げの支援策というのが拡充されています。後で詳しい内容は説明させていただきます。

捲っていただいて、④が熊本労働局で独自に作った、賃金引上げの支援施策をパッケージ化したものになります。熊本労働局で助成金の実際の活用状況が③と書いてあるところのページです。令和6年度実績、上から5行目ぐらいにありますかね、青で囲ったところ、297件というふうになっています。そういう活用状況等を載せてます。この中ですね、私が事業者様とお話する時に1番興味を持っていただくのが、参考の所ですけれども捲っていただいて5の次にですね、賃上げ税制のことを触れております。このリーフレットの説明をさせていただくと、企業さんはかなり興味を持っていただけるので、御紹介させていただきます。

参考資料の賃上げ税制のところですが、これが賃金を引上げた場合、仮にその年に売上が芳しくなくて、法人税がかからなかったとしても、5年間は繰越できますよと、そして黒字ができた時に、その法人税に関して控除を受けられますよと、それは5年間繰越すことが可能ですよというもので、厚労省の「プラチナくるみん」とかですね「えるぼし認定」を取った上乗せがありますよというようなものです。

続きまして、⑤に関してですけれども、中小企業、小規模事業場の賃金向上推進5か年計画の一環ですね、まだ具体的に示されていませんけれども、その一環として9月に厚生労働省と経産省、あと大本が内閣官房の新しい資本主義の本部から示されたものです。1枚捲っていただいて、何が変わったのかというところです。真ん中辺りを見ていただいて、対象事業場の拡大というふうに書いてあるかと思います。今までの業務改善助成金の対象というのが現行の最低賃金952円から50円までで、1,002円までの方を引き上げた場合、助成金の対象になっていました。それが拡充されたのが、右側拡充って書いてあるものです。改正後の最低賃金額未満まで繰り上げられていて、熊本の場合は1,033円までの方が対象になります。この申し込みの期限は後ほど詳しく説明いたしますが、賃金改正の前日である今年の12月31日まで申請が可能というふうになります。

その下、手続きの簡略化について簡単に説明させていただくと、これは賃金の申請した時にもともと賃金をいつ引き上げますかという計画を出す必要があります。ただ、

今回の場合は9月5日以降、12月31日までに引き上げた場合はその計画の届出は不要、引上げましたという賃金台帳とかですね、実績を出せばいいですよというふうに緩和されております。

もう1つ、2のところですね。これが中小企業庁がやってる「ものづくり補助金」と「IT導入補助金」と「省力化補助金」、これらに関するです。これも先ほど言った業務改善助成金と考え方は対象が同じでですね、今までが改正前の、ですから952円プラス50円以下の賃金で3ヶ月以上継続して雇用している労働者が全体の30%以上いる場合が対象になっていた、これが拡充されて改正後の最低賃金未満ですから1,033円まで拡充されたということになっております。これが示されたのが熊本の答申の後の9月5日ですが、金額の上げ幅が大きい方が助成金の活用の対象も多くなる。発効日が遅い方が長く使えるというようなものになっております。

裏面もですね、これが改正後の助成金の加点ということで、中央最低賃金審議会が示した目安額よりも多く引き上げる、熊本の場合は82円ということですので、活用したら必ずこれよりも多く引き上げる形になろうかと思います。そういう場合に加点がありますよということになります。

次に資料⑥についてです。これが先ほど説明した50円から改正後の最低賃金未満、1,033円までというのが表面になります。裏面が従来から、先ほど言った省略可能というところですね。気を付けていただきたいのが拡充のところの2行目、令和7年9月5日から令和7年度当該地域の最低賃金改正日の前日までの12月31日までに賃金引上げを実施していれば、賃金引き上げ計画の提出は不要となりました。※同期間以外の賃金引上げは一切対象となりませんので御注意ください。ここ、注意していただくという必要があるのかなと思います。⑦に関しては、もともとの業務改善助成金のことの説明です。ここで注意していただくのが、1番下の青囲いのところで、3段ぐらいあると思いますけども、賃金引上げ期間は令和7年7月1日から適用される地域別最低賃金改正日の前日と決まっていました。事業完了日1月31日というふうになっています。ただ、じゃあ事業完了日ってどこを見るのかっていうのが、賃金の引上げ、もしくは物の納品、あと購入した物の支払い、それが1番遅い時期になります。その1番遅い時期から1ヶ月以内に申請をしないと支払われないというふうになっております。これについても、また御説明させていただきたいと思います。

1月31日までに事業完了となっていますけれども、例えば納品が翌年度に繰越す、3月以降、4月以降じゃないと納品できませんよという場合は、助成金を申請したまま繰越すということができますので、御注意をお願いします。

続きまして⑨について説明させていただきます。経産省が出している支援策、言葉ですらっと書いてあるので、ここはちょっと私も説明しきれないところがありますので省略させていただきます。⑩から⑫につきましては経産省の「ものづくり補助金」と「IT導入補助金」と「省力化補助金」についてです。特に⑪、柴の物を見ていただいて、事業者の方から一番困っているとよく聞くインボイス枠の対応ですね、ここに補助に関しても、いろいろありますので、ぜひ御活用をしていただきたいというふうに思います。⑫は省力化補助金、それと⑬に関してですけれども、これが、第3回本審で熊本県の時田局長のほうから御説明いただいた、熊本県の賃金引上げにかかる助成支援制度になります。タイトルだけ私の方で変えさせていただきましたけれども、これらの4つの助成金制度がありますよということで御活用いただきたいものになります。左下の緊急支援ですかね、これが非常に活用実績が高いようなことで説明させ

ていただいたかと思います。

次、捲っていただきいて、資料⑭と⑮ですね。これが国が発注する契約ですね、国と独立行政法人ですかね、官公需法に基づく基本方針になります。閣議決定で決まったものの資料になりますので確認していただければと思います。これに関してですね、資料⑭の（1）ですね、これが専門部会で使用者代表委員の浦田委員から問題提起がありました、地方公共団体の指定管理者の複数年契約ですね、例えば最低賃金が改正される時の契約の見直しに関して書かれています。これも建議の方に書いて、御意見をいただきて盛り込んだところでございます。

⑯⑰は第2回本審で公正取引委員会事務総局九州事務所から御説明がありました。来年1月から下請法が「中小受託取引適正化法」通称「取適法」に改正されるということ等が書かれたリーフレットになります。

第2回本審の公正取引委員会事務総局九州事務所からの説明では改正の背景、趣旨としてはですね、近年急激な労務費、原材料、エネルギーコストの上昇を受けて、物価上昇を上回る賃上げを実現するためには、事業者が原資を確保できるように適正な価格転嫁を定着させることが重要だ、価格転嫁を阻害するような商取引、商習慣を一掃していくために検討された結果がこちらですよというようなものです。併せて、下請代金支払遅延等防止法⑯の方になっております。これで手形による支払いを禁止すること等も含まれております。

第2回本審で私から資料の6-1という形で、各労働基準監督署で説明会や監督指導において、賃金引上げに関する対策としてですね、中小企業庁のよろず支援拠点、労務費の適正価格の指針、関係リーフレットに触れさせていただいたところです。

⑯が価格転嫁の円滑化に対する協定になります。これは労働局だけでなく、審議会委員を推薦していただいている労使の団体も含まれています。

そして捲っていただきて、⑯から⑰が建議に触れさせていただいた年収の壁に対する対策になろうかと思います。年収の壁に関しては19ページを見ていただきて、そもそも最低賃金の改定と賃上げとかで、一定の収入を超えると税金とか、労使折半となっている社会保険料や年金の負担が生じることによって、労働者の手取り収入が減少するケースがあること、これを回避するために就業調整を選択するケースも見られる。企業側にとっては、社会保険料の負担増、就業調整により人手不足に拍車をかけるという場合もあります。今回の改正、既に改正されたものも含めて、扶養控除の拡大ですね。配偶者特別控除の拡大によって税金に関しては103万円の壁と言われていたのが、令和7年度の税制改正により配偶者の給与水準が最大160万円まで引き上げられました。この表と裏を見ていただければというふうに思います。その他、大学生のお子さん、18歳以上ですね。成人されたお子さんを扶養される親族の方に対する103万円の壁がどうなったかといいますと、⑯の裏面のところですね、基準の見直しということで、現在150万円から段階的にいろいろ変わってきますけれども、拡充されます。ですから、103万円で止める必要はないよというところになるかと思います。

資料の⑰から⑲が厚生労働省の年収の壁の支援パッケージになります。第4回の専門部会で労働局の助成金の活用状況について説明させていただきました。賃上げのキャリアアップ助成金の申請状況につきましては、昨年度1年間が1,050件でしたけれど、令和7年度は、7月末までの4か月間で643件と去年の6割強という形で大幅に増えている状況になっています。これらも御活用をしていただければと思います。

資料⑲が、年金制度改革に関する資料になります。厚生年金と1枚捲っていただ

いて、もう御存知かもしませんけれども、3ページの右の上の方に書いてあるものです。それを見ていただくと、社会保険の加入対象の拡充で、要件として残るのが週の勤務時間が20時間以上、あと学生でないというのも要件が残るかなと思います。それ以外の給与の106万円、これは壁次第がなくなる、企業規模に関しては、この右の方に10年かけて段階的に拡大をしますよというふうになっておりますので御確認をいただければと思います。

私からの説明は以上です。

会長

詳細な説明ありがとうございました。説明資料等多岐にわたりますが、今回の引き上げを受けて、労働者側、使用者側それぞれ、皆様に御周知、活用促進をしていただければと思います。

おそらくいろんな疑問や質問等あると思いますが、本日は時間がございませんので、今後の活用に向けては事務局の方から別途御説明、御質問を、個別に受けていただけた機会を設けていただければと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは今御説明いただいた内容も含めまして、建議について審議に入ってまいりたいと思います。

9月4日に熊本県最低賃金の改正決定の答申をした際に、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備につきまして、当審議会より改めて建議をする事にしていたところでございます。今の資料の次のページの資料2に建議(案)をお付けしておりますので、こちらを少し見ていただきまして、事務局からこれについての御説明を簡潔にお願いします。

室長

最低賃金法第21条に基づく建議(案)につきまして、御説明させていただきたいと思います。既に委員の皆様にはですね、建議の(案)について事前にお示しし、意見を募って、それを反映させたところでございます。お手元にある資料を御確認いただければというふうに思います。

今年度の取り組みとして「1 生産性向上の支援に対して」簡単に説明させていただくと、先ほど議題2で御説明させていただいた②から⑬までの資料でがこれに対応するものというふうに考えております。まず引き続き生産性向上の支援を広く周知広報をする、要請するということ。②で(2)の新しい資本主義の事務局から示された助成金の活用の徹底に関して、それと、先ほど岩田委員のほうから助成金の活用がちょっとなかなか厳しいんですよと、難しい手続きがというお話をあったかと思います。その要件の緩和や手続きの軽減を推進すること、容易に活用できるようというふうに目指していただいております。

それと(3)についてが、熊本労働局版で作ってます1の④で説明したパッケージもいろんな新しい中小企業の助成金が出てきましたので、これらも踏まえて、リニューアルした上で内容を充実させていくということを盛り込んでおります。(4)に関しては、熊本県の支援策に加えて、県内の各市長村においても地域の実情に応じて支援策が講じられるよう、働きかけを要望するというようなことになっています。

「2 価格転嫁対策について」は官公需における国等の対策を含めたガイドラインがありますから、その適正化を図って、中小企業・小規模事業者の取引条件の改善

を図るということ、（2）は専門部会で浦田委員の方から御意見等をいただきましたことです。賃金の引上げ、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るために契約金額の年度途中での変更ができ、事業者が支払う労務費に反映できるように配意していただきたいということと、複数年契約に関しても少なくとも、受注している業者から申し出がなくても、発注者の方から年に1回は協議を持ちなさいということを盛り込んでおります。

（3）に関しては、下請法の改正後の取適法です。周知を図るとともに問題事案の対応を実施するということ、それと（4）に関してが先ほど言った労使協定の取り組みを引き続き連携してやってくださいというもの。

「3 年収の壁の支援に関して」は、いろんな支援もあります。扶養認定の円滑化、そういう一層の活用を図ることというふうにさせていただいております。

以上です。

会長

ありがとうございます。この内容につきましては、委員の皆様にはそれぞれ御確認いただいているところだと思いますが、再度見ていただきまして、皆様の御要望あるいは御意見がきちんと反映されているかどうか、もう一度確認していただき、修正箇所があれば、今申し上げていただければと思います。

浦田委員

はい、すみません、よろしいですか。

会長

浦田委員 どうぞ。

浦田委員

私の意見も反映していただいておりますが、改めて見ますと、2価格転嫁対策のところで（1）官公需関係、（2）地方公共団体関係が入っていますが、（3）（4）の方がより大事かなと思って、（3）（4）を（1）（2）の並びにしていただいて、民間の方をしっかり取り込まれるようにやっていただいて、その上で官公需もしっかりやっていただくということでお願いできればと思います。

会長

ありがとうございます。

今、浦田委員から御提案がありました、順番ですね、（3）（4）を最初の方に持ってきて、その後に（1）（2）という順番で、少し対象を強調するような形でもつてくるという御提案でございますが、委員の皆さんはいかがでしょうか。労働者側の委員の皆様もよろしいですか。公益の委員の皆様もよろしいですか。ありがとうございます。

それでは、今、浦田委員の御提案がありましたように、「2価格転嫁対策等について」につきましては（3）（4）（1）（2）という形で順番の入替えを事務局はよろしくお願ひいたします。

他に委員の皆様から御意見等ございますでしょうか。

では、今御提案いただいた修正をさせていただきまして、本審議会からの建議につきましては、この内容で御承認いただきましたので、委員の皆様は修正後（案）を取っていただけますでしょうか。この後、正式な文書を作成し、労働局長に建議させていただきたいと思います。事務局は準備をお願い致します。

室長

準備いたします。

（建議書準備）

会長よろしくお願ひします。

会長

それでは建議書を手交させていただきます。

熊賃審発第18号
令和7年9月22日

熊本労働局長
金谷 雅也 殿

熊本地方最低賃金審議会
会長 倉田賀世

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備について（建議）

今年度の熊本県最低賃金の改正決定の調査審議において、最低賃金の引上げに当たっては、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできるよう一層の環境整備が必要であることについては全委員の共通の認識であった。

このため、国においては、熊本県や県内の市町村、県内の経済団体、労働団体等と連携し、下記の取組を推進するよう、最低賃金法第21条の規定に基づき建議する。

記

1 生産性向上等の支援について

- (1) 可能な限り多くの県内企業が、政府の掲げる生産性向上等の支援策や経営支援策を活用できるよう、引き続き周知広報の徹底を図ること。
- (2) 令和7年9月から拡充された「業務改善助成金」並びに「ものづくり補助金」、「IT補助金」及び「省力化補助金」が十分に活用されるよう周知広報を徹底するこ

と。併せて、最低賃金引き上げの影響をより強く受ける中小企業・小規模事業者が、これらを容易に活用できるよう、要件の緩和や手続きの負担軽減を推進すること。

- (3) 上記（2）を踏まえ、熊本県版の「令和7年度 賃金引き上げ支援パッケージ」の改定を行うとともに、内容を一層充実させ、周知を図ること。
- (4) 熊本県においても政府が示す交付金等を最大限活用するなど支援策の更なる充実が図られるとともに、県内の市町村においても地域の実情に応じた支援策が講じられるよう、働きかけを行うこと。

2 價格転嫁対策等について

- (1) 令和8年1月1日から施行予定の「中小受託取引適正化法（下請法改正）」について周知を図るとともに、施行後、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施すること。
- (2) 県内16団体で締結されている「価格転嫁の円滑化に関する協定書」に基づく取組を引き続き連携して行うこと。
- (3) 官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底を図り、とりわけ、弱い立場に置かがちな中小企業・小規模事業者の取引条件改善を後押しすること。
- (4) 県内の地方公共団体が行う契約においても、官公需法に基づく「令和7年度中小企業者に関する国等の契約基本方針（令和7年4月22日閣議決定）」に沿って、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど、受注者が労務者に対して最低賃金以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮することについて働きかけを行うこと。

また、複数年度にわたる物件及び役務の契約についても、受注者からの申出がなくとも年に1回以上の協議を行い、必要に応じて契約金額の変更を行うことについて働きかけを行うこと。

3 「年収の壁」への支援について

社会保険関係の「年収の壁」への対応として、「年収の壁・支援強化パッケージ（キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース・短時間労働者労働時間延長支援コース）、社会保険適用促進手当、事業主の証明による被扶養者認定の円滑化など）」の一層の活用を図ること。

どうぞよろしくお願いします。

（会長より労働局長へ建議書手交）

局長

承りました。

会長

それでは、ただいまですね労働局長に対しまして答申と建議をさせていただきましたので、これで熊本県最低賃金専門部会の任務が終了したところでございます。よって、熊本県最低賃金専門部会を廃止とさせていただければと存じますがよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし)

会長

ありがとうございました。熊本県最低賃金専門部会の廃止が議決されました。続きまして、議題4の「熊本県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について」に移ってまいりたいと思います。6月26日に3業種から、改正決定の申出がありまして、7月15日にその改正決定の必要性の有無に関する諮問が労働局長から行われました。運営小委員会におきまして審議を行い結論が出ておりますので、委員長を務めさせていただきました私から経緯を報告させていただきます。

9月17日に運営小委員会を開催いたしまして、労働協約ケースで申し出がなされました特定（産業別）最低賃金の3業種につきまして、改正決定の必要性の審議を行いました。その結果、電気機械及び輸送機械につきましては、労働協約の賃金の最低額と改正予定の熊本県最低賃金額との間に開きがございました。全会一致で改正決定の必要性ありとの結論が出ております。一方、百貨店・スーパーにつきましては、労働協約の賃金の最低額が熊本県最低賃金額の答申が正式に決定されました場合の1,034円を下回っておりますので改正決定の必要性なしとの結論となりました。なおこの際ですね、資料の1部に誤りがございましたが、それにつきましては事後的に訂正をいただいて、私の方で確認をさせていただきましたので、手続き的にも問題ないということで改めて御承認をいただければと思います。以上が審議結果、経過報告となります。必要性の有無につきましては報告書をまとめてございます。お手元に資料3はございますでしょうか。これを御覧いただきまして、何か御質問があれば、今お願いでなければと思いますが、いかがでしょうか。

特に皆様から御質問、御意見等がなければ、この運営小委員会報告を受けまして、本審議会として答申をさせていただければと思います。

お手元にあります。報告書のとおり答申してよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし)

会長

ありがとうございます。それでは委員の皆様の合意が得られましたので、答申文を取りまとめたいと思います。事務局は答申文（案）の準備をお願いいたします。

(答申文（案）作成後、委員全員に配付)

会長

手元に配布されましたでしょうか。それでは事務局は朗読お願いいいたします。

室長

朗読します。

(答申文（案）朗読)

以上です。

会長

ありがとうございます。今の答申文（案）につきまして皆様から御意見、御質問等ございますでしょうか。

（意見なし）

会長

それでは御了承をいただいたということで、答申文（案）の（案）を受け取っていただきますようにお願いいたします。事務局は答申文の準備をお願いいたします。

室長

準備いたします。

（答申文準備）

室長

それでは会長、よろしくお願ひします。

会長

答申します。

熊賃審発第17号
令和7年9月22日

熊本労働局長
金谷 雅也 殿

熊本地方最低賃金審議会
会長 倉田 賀世

熊本県百貨店、総合スーパー最低賃金他2件の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和7年7月15日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった下記の最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、下記のとおりの結論に達したので答申する。

記

- 1 熊本県百貨店、総合スーパー最低賃金について、改正決定する必要がない。
- 2 熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について、改正決定することを必要と認める。

3 熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金について、改正決定することを必要と認める。

どうぞ、よろしくお願ひします。

(会長より労働局長へ答申文手交)

局長

ありがとうございます。

会長

それでは引き続きまして、議題5「熊本県特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）」でございます。

局長お願いたします。

局長

ただ今、2業種につきまして必要ありと答申いただきましたので、貴審議会に対しまして2業種の熊本県特定（産業別）最低賃金の改正決定について諮問を行わせていただきます。

諮問文の準備をいたしますので、少々お待ちください。

局長

それでは諮問します。

よろしくお願ひします。

(労働局長より会長へ諮問文手交)

会長

承りました。

会長

それでは皆様、お手元に諮問文の写しは配付されたでしょうか。

それでは事務局は朗読をお願いします。

室長

朗読します。

熊労発基 0922 第3号
令和7年9月22日

熊本地方最低賃金審議会
会長 倉田賀世 殿

熊本労働局長
金谷 雅也

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年熊本労働局最低賃金公示第 3 号）
- 2 熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金（平成 20 年熊本労働局最低賃金公示第 4 号）

以上です。

会長

ありがとうございます。それでは、ただいま審議会に対しまして、労働局長から諮問文をいただきましたので、これから先、調査審議を始めていくことになります。委員の皆様には再び御苦労おかけいたしますが、御尽力の程よろしくお願ひいたします。

今後の取扱いですが、最低賃金法第 25 条第 2 項に基づきまして、2 つの特定最低賃金専門部会を設置し、調査審議を行うことになります。

つきましては、「特定最低賃金専門部会委員の任命」と「関係者からの意見聴取」につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

室長

まず、「特定最低賃金専門部会委員の任命について」です。最低賃金審議会令第 6 条第 4 項で同令第 3 条の規定を準用致しております。「労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員を任命しようとするときは、関係者（関係者の団体を含む。）に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない」とされております。この規定に基づきまして、本日、9 月 22 日月曜日から 10 月 2 日木曜日まで、熊本地方合同庁舎の掲示板に 2 業種に対しての専門部会委員の候補者の推薦に関する公示を行う予定としております。併せて熊本労働局のホームページにも掲載することとしております。

専門部会の日程調整のため、関係労使の皆様は、出来るだけ速やかに推薦手続をお願い申し上げます。

続きまして、「関係者からの意見聴取」についてです。最低賃金法第 25 条第 5 項には、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。」と規定され、また、最低賃金法施行規則第 11 条には、「都道府県労働局長は、最低賃金の改正の決定について、最低賃金審議会の調査審議を求めた場合には、遅滞

なく、最低賃金審議会が、当該事案について、関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨並びに意見を述べようとする関係労働者及び関係使用者は一定の期日までに、最低賃金審議会に意見書を提出すべき旨を公示するものとする。」と規定されております。この規定に基づきまして、本日、9月22日月曜日から10月3日金曜日まで、熊本地方合同庁舎の掲示板に、関係者からの意見聴取に関する公示を行う予定としております。また、併せて熊本労働局のホームページにも掲載することとしております。

以上です。

会長

ありがとうございます。皆様におかれまして、専門部会の委員の推薦の方をどうぞよろしくお願ひいたします。

今の事務局からの御説明につきまして何か御質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。はい、それでは最後に議題6「その他」につきまして事務局から御説明をお願いいたします。

室長

本日、特定最低賃金改正決定について諮問を行わせていただきましたので、最低賃金法第25条第2項の規定により、特定最低賃金専門部会を設置することになります。先ほど申し上げたとおり、労働者側委員、使用者側委員の推薦公示を、10月2日まで行いますので、関係労使の皆様は、速やかな推薦手続きをお願いいたします。

特定最低賃金専門部会の日程調整につきましては、専門部会のメンバーが確定していませんので、確定でき次第、行わせていただきますので、御協力をよろしくお願ひいたします。

以上です。

会長

ありがとうございます。それでは、以上、本日予定されていた議題が全て終わりましたので、本日の審議を終了したいと思います。

今回ですね、異議審議におきまして、労使双方様々な御意見をいただきました。また、本日改めて原山委員、岩田委員からも御意見をいただいたところでございます。

今回、上げ幅が非常に大きいということで、事業所の皆様には大変な御苦労をおかけするというふうに思っております。一方で、労働者の生活は少しでも改善が進めばいいなというふうに考えているところです。そして、本日事務局から様々な助成、それから国の施策について御説明がございましたので、ぜひ労働局の方でも積極的に周知、あるいは支援を図っていただきまして、事業者の皆様が少しでも賃上げができる環境整備に力を尽くしていただければと思います。

どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、本日予定していた議事の全てが終わりましたので、最後に。

岩田委員

一つよろしいですか。

会長

岩田委員どうぞ。

岩田委員

すみません。実は先ほどですね。私が使用者側の意見として、補足で言わせていただいたのですが、その後で山本委員から「如何に、その最低賃金で働いている方が多かったか、それを踏まえて頑張ります。」みたいにおっしゃったので、私の補足が誤解を生んだのではないかなと思って、それについて一言よろしいでしょうか。

最低賃金で働いてる方がいらっしゃることは中小企業は多いかもしれません。でも、私が申しあげた先ほどの補足の中の 600 万円、それが上がるとという話は、最低賃金が上がると私の勤めている会社もそうですが、あの最低賃金以上で働いている方がほとんどのんですね。そうすると最低賃金と、その方の差額っていうのは、その人の能力だったり、その人の働いてる部署の関係だったり、そういうものを全部含めて最低賃金ではない賃金でお出ししています。それで、最低賃金が上がるということは、そういう方の賃金もその同じ割合だけあげないといけないわけですね。

ですから、私が言った話で、如何に「最低賃金で働いてる方が多い」と思うような誤解をなさったのであれば、訂正していただきたいと思いますので、ここで一言申し伝えたいと思います。お願いいいたします。

会長

ありがとうございます。よろしいですか。はい。

それでは、労働局長から御挨拶をいただけるということです。お願いいいたします。

局長

本日は、異議の申出につきまして御審議いただくとともに、中小企業・小規模事業者の皆様が継続的に賃上げできる環境整備につきまして御検討いただきましたことにつきまして、まずお礼を申し上げたいと思います。

前回も申し上げましたけれども、今年度の本審議会におきましては、例年以上に難しい御審議をいただいているものと理解しております。今回の異議申出につきましても例年以上に難しいプロセスを経て、本日に至ったものだと思っております。そのため本日頂きました答申につきましては、私としましても重く受け止めまして、速やかに最低賃金が改正されますように着手してまいりたいと考えております。

また、建議につきましても、本日頂きました内容につきまして確認させていただきましたが、どれもごもっともな内容だと思っております。今、岩田委員の方からも助成金の使い勝手はなかなか難しいところがあるという話もございました。今回、室長の方からも少し説明させていただきましたけれども、一部見直しをしまして、少しでもフレキシブルに簡単にということを考えております。また、難しいところ等個別におっしゃっていただければ、我々も受け止めさせていただきまして、必要とあれば、本省の方にも掛け合って、確実に使いやすくしていきたいと思っていますので、引き続き御協力をお願いできればと思っております。

さらに特定最低賃金の改正につきましても、調査審議をお願いさせていただきました。暑い中ではございますが、審議を引き続きよろしくお願ひできればと思っております。

それでは、本日は長時間になりましたけれども、真摯な御議論いただきましたことに感謝を申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

会長

局長ありがとうございました。

それでは以上持ちまして、本日の審議を終了させていただきます。

本日も審議に御協力いただきまして、どうもありがとうございました。